

浦 監 第 388 号
令和 5 年 1 月 27 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 西 川 嘉 純

令和 4 年度定期監査（健康こども部・保育園、幼稚園、認定こども園）
の結果報告の公表について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により基づき実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

令和4年度定期監査（健康こども部・保育園、幼稚園、認定こども園）の結果報告書

1 監査の対象

令和4年4月1日から令和4年7月31日に執行された財務に関する事務の執行等

2 監査の実施期間

令和4年8月19日から令和5年1月20日

3 監査の着眼点

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかに主眼をおいて実施した。

4 監査の実施内容

予算及び事務の執行状況について、関係書類の審査、質問審査を行うとともに、令和4年9月29日に次の園の現地調査を実施した。

保育園（2園：富岡保育園・猫実保育園）

幼稚園（1園：青葉幼稚園）

認定こども園（4園：美浜南認定こども園・若草認定こども園・美浜北認定こども園・明海認定こども園）

5 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正であったが、次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。また、事務処理上の軽易な誤り等（注意事項）があったことから、改善を求める。

（1）改善事項

ア 園現地監査

（ア）集金袋の利用について

公金を徴収した際、領収書を発行していない等不備が見受けられた。今後は適正な事務処理を行うよう指導されたい。

① 領収書を発行していない園があった。（美浜南認定こども園、若草認定こども園、青葉幼稚園、美浜北認定こども園、明海認定こども園）

② 領収書を保護者宛のみ発行し、職員には発行していない園があった。また、発行された領収書には園の控がなかった。（富岡保育園、猫実保育園）

（イ）分任出納員印について

不適切な使用が見受けられた。今後は適正な事務処理を行うよう指導されたい。

- ① 私金を徴収し発行した領収書に、分任出納員印を使用していた園があった。(猫実保育園)

(備考)

監査結果の区分は、次のとおりとしている。

勧告：法令等に違反しているものや故意又は過失により重大な損害等が生じたもの、事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの、著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるものなど

指摘事項：法令等に違反しているものや故意又は過失により重大な損害等が生じたもの、事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの、著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるものなどで勧告にあたらないもの

改善事項：法令等に照らし、一概に違法又は不正とは言えないが、さらに改善又は見直しが必要と認められるものや現時点で損害等は発生していないが、重大な損害等が生じる可能性があるものと認められるもの、指摘事項には至らないが、事務処理等が適切性を欠くと認められるものなど

注意事項：事務処理上等の軽易な誤りで、改善が可能又は必要と認められるものや現時点で問題はないが、継続して注視していくことが必要と認められるもの、指摘事項又は改善事項とする程度にはないが、注意が必要と認められるものなど

※監査結果報告書については、「勧告」、「指摘事項」及び「改善事項」に該当するものを記載している。